○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、東京地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国（代表者は法務大臣となります。）を被告として、東京地方裁判所に提起しなければなりません。

邑智西部区域特定地域整備事業における大口換地区の換地計画の公告

独立行政法人森林総合研究所から認可申請があった邑智西部区域特定地域整備事業における大口換地区の換地計画を適当とする旨決定したので、独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号。以下「法」という。）附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第８号）による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号。以下「旧機構法」という。）第16条第２項において準用する土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の２第４項において準用する同法第８条第６項の規定に基づき公告し、換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定について、法附則第９条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法第16条第２項において準用する土地改良法第52条の３第１項の規定に基づき、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議を申し出ることができる。

平成24年８月６日

農林水産大臣　郡司　　彰

１　縦覧に供すべき書類の名称
　邑智西部区域特定地域整備事業における大口換地区の換地計画書の写し
２　縦覧期間
　平成24年８月７日から平成24年９月３日まで
３　縦覧場所
　島根県江津市事務所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２４年（家）第７１７号
愛知県安城市御幸本町11番17号　神谷明文法律事務所
申立人　神谷　明文
本籍愛知県刈谷市半城土町西裏75番地１、最後の住所愛知県安城市朝日町８番19号　泉荘３、死亡の場所愛知県安城市、死亡年月日平成23年１月18日、出生の場所朝鮮黄海道海州面、出生年月日昭和６年11月19日、職業無職
被相続人　亡　藤井　　修
催告期間満了日　平成25年２月28日
名古屋家庭裁判所岡崎支部

平成２４年（家）第２１４６号
名古屋市中区錦３－４－６　桜通大津第一生命ビル10階　弁護士法人小山法律事務所
申立人　小山　　齊
本籍愛知県豊田市川手町ウルシゼ28番地、最後の住所名古屋市中川区春田２丁目32番地春田荘４棟301号、死亡の場所名古屋市中川区、死亡年月日平成23年９月21日、出生の場所愛知県北設楽郡稲橋村、出生年月日大正12年６月15日、職業不詳
被相続人　亡　西尾みづな
催告期間満了日　平成25年２月13日
名古屋家庭裁判所

平成２４年（家）第１３９５号
兵庫県尼崎市昭和南通３―26　第一松本ビル４階402号室　尼崎法律事務所
申立人　弁護士　原田　紀敏
本籍兵庫県西宮市桜町80番地６、最後の住所兵庫県西宮市青木町２番22―204号、死亡の場所兵庫県西宮市、死亡年月日平成23年７月27日、出生の場所神奈川県横浜市、出生年月日大正12年８月10日、職業無職
被相続人　亡　酒井　モヨ
催告期間満了日　平成25年２月15日
神戸家庭裁判所尼崎支部

平成２４年（家）第３００５８号
岡山県倉敷市平田155番地186
申立人　目﨑　克二
本籍広島県福山市北吉津町５丁目148番地、最後の住所広島県福山市北吉津町５丁目８番28号、死亡の場所広島県福山市、死亡年月日平成19年１月29日、出生の場所広島県深安郡深津村、出生年月日昭和２年９月３日、職業無職
被相続人　亡　藤井　昭子
催告期間満了日　平成25年２月15日
広島家庭裁判所福山支部

平成２４年（家）第３００４８号
茨城県水戸市南町３丁目４番57号水戸セントラルビル３階　丹下・小沼法律事務所
申立人　小沼　典彦
本籍茨城県水戸市千波町1905番地、最後の住所茨城県水戸市千波町2056番地の11、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日平成22年７月27日、出生の場所山梨県中巨摩郡源村、出生年月日昭和６年１月10日、職業会社役員
被相続人　亡　中村　清賢
催告期間満了日　平成25年２月28日
水戸家庭裁判所

平成２４年（家）第７１０３０号
東京都港区東新橋１丁目１番21号今朝ビル９階辻誠法律事務所
申立人　田村　香代
本籍東京都台東区浅草３丁目151番地、最後の住所東京都台東区浅草２丁目32番10―801号デューク浅草、死亡の場所東京都台東区、死亡年月日平成22年11月26日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日昭和18年１月24日、職業無職
被相続人　亡　井坪　こう
催告期間満了日　平成25年２月28日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７１０７０号
東京都新宿区新宿２丁目１番３号サニーシティ新宿御苑401ＮＦＴ－ＡＮＮＥＸ法律事務所
申立人　齊藤悠紀子
本籍東京都中央区日本橋人形町１丁目４番地、最後の住所東京都足立区伊興３丁目７番12―506号、死亡の場所東京都中央区、死亡年月日平成23年２月21日頃、出生の場所東京府東京市日本橋区、出生年月日昭和14年６月18日、職業不詳
被相続人　亡　大村　欣司
催告期間満了日　平成25年２月28日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第７１０７３号
東京都千代田区丸の内２丁目２番３号丸の内仲通りビル７階708区－Ｂ千葉法律事務所
申立人　千葉　宗武
本籍東京都中央区八丁堀３丁目12番地２、最後の住所東京都世田谷区下馬２丁目21番11号フレンズ世田谷センタービル、死亡の場所東京都世田谷区、死亡年月日平成23年９月22日、出生の場所東京府東京市京橋区、出生年月日大正11年３月27日、職業不詳
被相続人　亡　竹内　せき
催告期間満了日　平成25年２月28日
東京家庭裁判所

平成２４年（家）第２２１号
岩手県花巻市上町５番22号　はなまき法律事務所
申立人　安部　修司
本籍岩手県花巻市湯口字大沢187番地２、最後の住所岩手県花巻市湯口字松原53番地１大谷荘、死亡の場所岩手県花巻市、死亡年月日平成23年12月29日、出生の場所神奈川県横浜市、出生年月日大正９年１月11日、職業無職
被相続人　亡　藤井　キヨ
催告期間満了日　平成25年２月13日
盛岡家庭裁判所花巻支部

平成２４年（家）第３４２号
千葉県長生郡一宮町一宮2821―１　片岡ビルいちのみや法律事務所
申立人　弁護士　吉田　一彦
本籍千葉県夷隅郡大多喜町八声598番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所千葉県勝浦市、死亡年月日平成20年11月16日、出生の場所千葉県夷隅郡総元村、出生年月日昭和29年９月25日、職業無職
被相続人　亡　長谷　正代
催告期間満了日　平成25年２月22日
千葉家庭裁判所一宮支部